

2021年2月24日

中川 正春様

バイリンガル・マルチリンガル子どもネット
(BMCN)

代表： 中島 和子 (トロント大学名誉教授)

連絡先： 小貫大輔 (東海大学教授)

090-9334-7315 / bj.daisuke@gmail.com

「バイリンガル・マルチリンガル子どもネット」(以降 BMCN)は2020年度に国際交流基金より「知的交流会議助成プログラム」助成を受け、「グローバル人材を育む国内外の継承語教育推進のために」と題して日本語教育推進法に関する国際フォーラムを開催しました。何ヶ月にもわたったフォーラムでの議論の結果として、政府に向けて「年少者の継承語教育・日本語教育」に関する要望を取りまとめました。

多岐にわたる要望を整理する観点から、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以降「基本方針」)の項目に沿って順番に並べました。

つきましては、中川先生を通してこれらの要望を政府の担当部署の方々に投げかけていただきたく、お願い申し上げます。

“年少者”の継承語教育・日本語教育に関する要望

第1章-1 日本語教育推進の目的(「基本方針」p.2)関連

要望1 家庭言語ではなく母語・継承語と明記を(すべての省庁への要望・質問)

項目(7)に「家庭における教育等において使用される言語」の重要性に配慮と書かれています。これは法文の表現をそのまま使用しているものと思いますが、「親の母語」、つまり子どもにとっての「継承語」を意味すると明言されるべきと考えます。実際、子どもの日本語習得のためと言われて、両親ともに不得手な日本語を無理して家庭で使用している事例が多く見られるからです。

第1章-4 関係省庁・関係機関間の連携強化(「基本方針」p.3)関連

要望2 JFとJICAに加えてJOESと海外日系人協会も(外務省へ)

連携機関としてJFおよびJICAの名前が上がっていますが、「海外子女教育振興財団(JOES)」および「海外日系人協会」も含める必要があります。年少者への日本語教育では、これらの機関が重要な役割を担うからです。また、大使館や領事館などの在外公館が邦人の子どもに向けた日本語教育の重要性と特質を理解し、(所轄地域内にJFの組織がない場合でも十分な支援がおこなわれるように)教育現場と政府関係機関との円滑な連携を促進することを求めます。

第2章-1 日本語教育の機会の拡充

・ 国内における日本語教育の機会の拡充
ア 外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育(「基本方針」 p.3)関連

要望3 日本語教師にバイリンガル教育理論の基礎を (文科省へ)

中央審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して」(1月26日)に、
「外国人児童生徒等のアイデンティティの確立や日本語の習得のためには、母語や母文化の習得が重要である¹⁰¹。このため、保護者の理解を得て家庭を中心とした母語・母文化定着の取組が進められる必要がある。また、学校内外や就学前の段階においても、教育委員会・学校がNPO・国際交流協会等と連携し、母語・母文化に触れる機会が得られることが望ましい。」(p.75)

という文言が入ったことは評価に値します。(ただし、注101に書かれた母語と第二言語(日本語)の関係に関する説明「認知的・学問的能力……が発達すると言われている年齢前に来日した子供の場合、来日後も母語の習得を継続するか、日本語の学習をしっかりと行わないと、思考力が未発達となることがある」は、バイリンガル教育理論から逸脱したものであって訂正が必要。)国内で母語と日本語の両方に触れて育つ外国人児童生徒には、言語の力と学力獲得との関係についてバイリンガル育成の立場に立った視点が必要であり、今後の教師養成・教師研修においても、実証的研究に基づいたバイリンガル教育理論の基礎が取り入れられるべきであると考えます。

要望4 外国学校と連携して就学状況調査を (文科省へ)

すべての外国人の子どもの就学状況を把握するためには、外国学校で学ぶ児童生徒の就学状況を把握する必要があります。外国学校には、複数の自治体から子どもが通ってきており、それらの自治体の教育委員会と外国学校が連携しなければいけません。また、その際にそれら外国学校における日本語教育の実態調査も可能だと思います。文科省が主導して、全国にそのような取組を広げるべきではないでしょうか。

要望5 海外の「多文化・多言語教育」成功例の調査を (文科省へ)

日本人を含むすべての児童生徒が「多様な言語や文化、価値観について理解」と述べられていますが、そのようないわゆる「多文化教育」や「多言語教育」では、カナダ、オーストラリア、スイス、スウェーデンなどの取り組みが参考になります。海外のBMCN・国際フォーラム関係者の協力を得るなどして、成功事例を集める調査を実施することを提案します。その際に、国・州(県)・自治体レベルでどのような言語政策・統合政策が策定されているかについての調査も可能だと思います。

第2章-1-(1)-オ 地域における日本語教育(「基本方針」 p.8) 関連

要望6 外国学校と公立学校の間で人材交流を (文科省へ)

法文では、地域で「日本語教育を行う機関」の中には「各種学校」が含まれるとされます。しかし「基本方針」では、「具体的施策例」に外国学校との連携が取り上げられていません。外国学校と公立学校との間で人材交流を進めるなどの連携を、文科省が主導して広げるべきではないでしょうか。

第2章-1-(2)海外における日本語教育の充実

ア 海外における外国人等に対する日本語教育(「基本方針」 p.10)関連

要望7 JFを通じての施策に「年少者」を対象にした視点を (外務省へ)

JF を通じての具体的施策例としてあげられていることの多くは、成人のための日本語教育だけでなく、年少者を対象とする日本語教育機関、また継承語教育機関にも該当します。以下に例をあげます。

- ・ 国内外からの日本語教育専門家の派遣と我が国での研修に参加する機会の提供
- ・ 教材の開発・提供と現地機関が独自に教材を開発することへの支援（特に年少者の場合は、生育地の環境と密着した内容の教材が求められるため、地域発信型の「学習者のニーズに応じた多様な教材」の開発が必要不可欠です。）
- ・ 学習する場所の安定的な確保のための支援、現地における教師の雇用、専門家の養成と研修・教材等の調達に対する支援（継承語教育機関の現場は小規模であり、その教育と運営のすべてが当事者の自助努力で行われています。特に単独ではできない研修活動や学校間のネットワーク作りや、相互交流のためのプラットフォーム開設については、特に公的な支援を必要としており、それによって地域における継承日本語教育の安定的な成長が見込まれます。）
- ・ 学習奨励事業（特に年少者の場合は、成人のように目的意識を持って日本語学習に取り組むことが難しく、様々なイベントや企画、ポップカルチャーも含めた多様な日本文化の提示によって、学習意欲を高め、学習を継続するきっかけを作る必要があります。）
- ・ 我が国の文化の魅力を伝える文化発信・文化交流のための取組

要望8 海外邦人や日系人の子の日本留学、JET、奨学金支援、およびその他渡日前支援を（外務省および文科省へ）

日本への留学を希望するものへの支援について述べられていますが、継承日本語教育の場合は、補習授業校のように高度の日本語力を培う教育機関が世界各地にあり、日本の大学の水準に見合うレベルの日本語力がありながら二重国籍であるために、JETプログラムにも参加できず、また日本の大学の奨学金申請も拒否されるという状況にあります。1日も早く、このような状況からの脱却が望まれます。

また、留学とは違いますが、南米からは多くの子どもや若者が日本にやってくるため、渡日前から日本の教育課程の学習ができる準備教育施設を設けることが望まれます。そのようにして来日時点でのスタートラインのレベルを向上することができるからです。

要望9 海外の民間企業・団体から「年少の継承日本語学習者」への支援を（外務省へ）

海外における民間企業・団体が日本語教育の振興に果たす役割について述べられていますが、これは年少者を対象とする継承日本語教育に対しても同様です。邦人の子等の教育活動への支援を、在外公館が中心になって、在外日系企業やJETRO等へと繋ぐことは、日本と海外をつなぐ架け橋となる人材の育成という意味でも、意義のあることです。

第2章-1-(2)-イ 海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育(「基本方針」p.12)関連

要望10 海外邦人の子への特別支援教育への支援を（外務省および文科省へ）

海外在留邦人の子への日本語教育支援について述べられていますが、特別支援教育への支援を望む強い声も届いています。日本人学校・補習校、その他の継承日本語学校でもそのような子を含めた対応を講ずる必要があります。

要望 1 1 海外の継承日本語教育の教師への支援を（外務省および文科省へ）

海外で継承日本語教育に携わる教師は（特に言語が多様な欧州では）、現地政府の支援についての情報や、その他の文献が日本語に翻訳されていないと理解できないことが多く、それらに関する研究交流や翻訳に対する日本政府の支援を求めます。その成果物は、在外各地への情報発信になるのみならず、多言語・多文化社会を目指す日本への参考に供することも考えてのことであり、早い実現を望みます。

要望 1 2 JF は現地の日本語教師会や有識者・専門家と在外公館との連携を（外務省へ）

特に戦後渡航者一世の子どもたち（いわゆる新二世）及びそれ以後の世代の学習者に対する継承日本語教育は、家庭における教育も、民営の教育機関の維持運営も、ほぼ全て現地の教師・保護者や日系コミュニティの自助努力に任されてきました。これを踏まえ、JF による現場の把握やニーズの調査については、状況に応じ、現地の事情に通じた日本語教師会や現地の有識者・専門家と在外公館との連携で行い、合わせて、現地教育機関が実施を希望する調査についても、適切な支援を行う必要があります。

要望 1 3 子を持つ海外邦人への心理的サポートや相談窓口を（外務省へ）

海外に移住または長期滞在の日本生まれ・日本育ちの邦人は、子どもが現地で学校教育を受けるための準備として家で現地語を使うべきではないかと迷うことが多くあります。子どもは継承日本語と現地語の両方を必要としているため、乳幼児・幼児から継承日本語を親子の交流のコミュニケーションツールとして使うことが重要です。両言語が伸び悩みリミテッド状況を避けるためにも、日本生まれ・日本育ちで海外生活に不慣れな親に対する心理的サポートや相談窓口の整備が必要です。また、このようなサポートや相談窓口の開設については、遠隔地に散住する家庭の状況を考えて、リモートによる支援が必要であり、同様に、幼児から学齢期の子供までを対象にする eBook 図書館やビデオ教材のオンラインによる配信なども、各地の家庭から大きな要望となって出されています。また、日本語教育機関がほとんどない地域に在住する就学年齢の邦人の子どもへの、例えばリモートによる日本語教育支援を要望します。

要望 1 4 海外の日本語教師養成・研修は現地の教育事情に基づいて実施を（外務省へ）

海外における継承語としての日本語教育に携わる教師の養成・研修においては、在外の継承日本語教育を研究・実践する学会や教師会と JF との協力によって、居住国・居住地域の教育事情を熟知した教員の養成・研修を行う必要があります。現地に永住または長期間滞在する日本語教師の育成は、幼児・児童・生徒のために持続可能で安定した教育環境を確保すると同時に、継承日本語教育の質を保ち、水準を向上させていく上で重要です。

要望15 補習校における援助は国籍・帰国予定に関わらず、すべての子どもを対象に（外務省および文科省へ）

政府認可の日本語補習授業校における政府援助については、そこに在籍する海外に移住した邦人の子孫たちも含むすべての児童生徒が、在留国と我が国の交流や在留国における親日層の拡大に貢献できることを踏まえ、支援の対象を、日本国籍の有無及び帰国予定・永住予定にかかわらず、在籍者全員を対象に行うものとするべきです。

現行の文科省「在外教育施設政府援助の手引き」には、政府認可の補習校への政府支援は、教師の給与についても、校舎借用についても「文科省指導要領に基づく教育を行う学級に限る」と明記されており、補習校に多数存在する現地永住予定の生徒のための継承語コースや国際学級などへの支援は行われていません。同じ屋根の下で学習する子どもたちの間に線を引くこのような規約は、各地の補習校の運営に不都合を起こすのみならず、補習校が本当の「グローバル人材育成拠点」に発展し、多様な生徒に対応する教育機関に成長することを妨げる結果にもなっています。この規約を撤廃し、同じ屋根の下で授業を行う全てのクラスに同等の支援を行うことを求めます。また、もしこの規約の撤廃が出来ない場合には、補習校の中の継承語コースや国際学級などがJFの支援対象になることも一案です。そのためにも、現在はほとんど交流が行われていない海外子女教育振興財団とJFとの連携がまず必要であり、親組織である文科省と外務省の連携がすべての基本になります。

要望16 現地事情を考慮して教科書配布の時期を（外務省および文科省へ）

教科書の無償給与は、継承日本語教育を望む者も含む、すべての児童生徒を対象とするものとする必要があります。また、その配布時期も地域の事情にあわせることが望まれます。

要望17 継承語教育のたいせつさを伝える冊子を在外公館で配布（外務省へ）
すでに小冊子『母語の大切さをご存知ですか？』（海外子女教育振興財団）がありますが、これは駐在者向けのものであり、永住予定の邦人が在外公館に出生届を出す際に受け取ることでできる「日本語を継承することの意義や方法」について書かれた冊子が必要です。また、継承日本語教育と関わる情報の問い合わせ・相談窓口の設置や、受動的に得られる自動メール配信登録サービスが提供されることを望みます。

要望18 米国への派遣のティーチングアシスタント制度の改善を（外務省へ）
米国には、基金より米国初中等教育機関でティーチングアシスタントを務める米国若手日本語教員（Japanese Language Education Assistant Program、J-LEAP）が派遣されていますが、派遣初年度は派遣先の経験と技量のある現地の日本語教師が毎日指導をして、はじめてアシスタントとして稼働できるのが現実です。現地の日本語教育のアシスタントというよりは、日本の若者で将来日本語教師になりたい人の研修を米国ですするという状態です。日米交流には貢献しますが、アシスタントとして派遣直後から指導をするには無理があります。派遣資格として、子どもの言語教育の専門家でかつ各国・各地の教育事情・教育環境・教育携帯を熟知した人を採用していただきたく思います。
また、任期がわずか2年間であるため、持続可能な母語・継承語教育という点から見て不安定です。基金からの派遣の公募の条件に日本国籍があげられ、日本国内で

募集とされていますが、外国籍・各国・各地域での採用も可能にすることで、現地での教育経験及び資格のある人材採用ができ、かつ長期にわたり教育に従事できる人材が確保できるのではないのでしょうか。

要望19 日本国籍保有者への支援を（外務省へ）

海外に移住した子どもたちが、居住国と日本の社会及び文化間を行き来しグローバル人材として両国に貢献するために、居住国のみならず日本に関する理解を深めることを促すため、日本に行く機会をあたえられることをお願いします。日本政府による奨学金やJETプログラムのような機会は現在日本国籍があると応募できないことになっていますが、そのような規定を取り払い、日本国籍があっても海外に移住した子どもたちにはその機会を与えていただけるようお願いいたします。

要望20 支援機関・財団などの情報を（外務省へ）

海外の母語・継承語教育機関が必要とする教育資源への支援策として、助成金を出してくれる財団や機関の情報をまとめて配信していただけないのでしょうか。例えば、伊藤忠記念財団は、子ども文庫助成授業、わいわい文庫寄贈など国内外に助成金をだしています。

要望21 南米で、日系、非日系の区別なく学習・研修・留学の機会を（JF および JICA へ）

南米では一つの日本語教育機関に、現地の子ども、移住した邦人の子孫(日系人)、在留邦人の子どもが同席すること、つまり、日本語に接する環境、日本語能力に大きなバラツキがある子ども達と一緒に学ぶという状況が珍しくありません。すべての子どもが平等に学べるよう「日系・非日系に関わりなく参加できる研修や留学の機会の提供」「JF と JICA が協力して支援する体制づくり」をしていただきたいと思います。

要望22 南米の特殊事情を踏まえた要望（外務省および文科省へ）

「日本で就学経験がある子ども」を日本と南米の架け橋となる人材としてとらえ、質の高い教育を補償していただきたいと思います。そのためには、南米の各地で有効な資格の取得につながる教師養成/研修(学位につながる教師養成課程の新設等)を充実させるための支援や、日本から派遣される JF 専門家の支援だけではなく、現地の教育機関や行政機関に対して現地で教育に従事する人材の専門性に応じた待遇改善のための働きかけを要望します。

第2章-2 国民の理解と関心の増進(「基本方針」 p.13)関連

要望23 海外の継承日本語教育への国民の理解と関心の増進を（外務省へ）

国民の理解と関心の増進のための具体的施策があげられていますが、同様の施策が海外の継承日本語教育についての理解・関心を増進するために必要です。

第2章-3 日本語教育の水準の維持向上等

・ 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
(「基本方針」 p.13)関連

要望24 必要とされるところに国内外から専門家を派遣し、必要な協力を（外務省へ）

日本語教育専門家の派遣は、「海外」一般におこなうのではなく、「必要とされる地域」に国内外から専門家を派遣しておこなわれるべきです。また、教育カリキュラムや教材の開発で協力するのは、「現地行政機関」だけでなく、現地の「高等教育機関（大学・大学院）」も含まれなければいけません。その上で、学習者の年齢、言語背景、生活環境に適した教授アプローチ、カリキュラムおよび教材を開発する必要があります。さらに、必要な経費の一部を助成する対象として、日本語教育関連の「催し」や「行事」のみならず、研修会や講習会、ワークショップなども含めて考える必要があります。

第2章-3-(2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等(「基本方針」p.14)関連

要望25 日本語教育人材の養成・研修には継承日本語教育者を含めて（文化庁へ）

「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（平成30年3月2日）からは、海外の子どもたちに対する継承日本語教育の人材育成・研修が完全に抜け落ちていきます。これも一つの研修の柱に組み込み、継承日本語の専門家グループへ委託研修の実施を望みます。

要望26 公認日本語教師資格ではなく「教職員免許」を（立法府/文部科学省・文化庁へ）

現在進められている「日本語教師の資格の在り方について（報告）」（令和2年3月10日）に基づく「公認日本語教師」の資格の枠組みでは、国内外の子どもの日本語教育を担う人材の資質・能力を証明する資格制度とすることは難しいと考えられます。むしろ、現行の特別支援教育に係る教育職員免許状と同様の仕組みで資格が取得できるように「文化的言語的に多様な児童生徒教育の免許法の創設」を要望します。海外の移民受け入れ先進国では、同様の教育職員免許状システムが確立されている国が多いです。

第2章-4 教育課程の編成に係る指針の策定等(「基本方針」p.15)関連

要望27 日本語教育の枠組みや能力の判定基準は成人と年少者では異なることの認識を（すべての省庁へ）

基本方針には、日本語教育の包括的な枠組みや日本語能力の判定基準の策定について書かれていますが、そこで述べられていることは成人学習者を対象とした考え方であり、「子ども」については異なったアプローチが欠かせません。外国語としての日本語教育でも、海外の継承語としての日本語教育でも、教師が児童生徒の言語の習得段階を把握することは、教育の効果と児童生徒の長期にわたる言語の発達を把握する上でも必要不可欠です。海外における継承語の教育機関では、指導方法も標準的な教材も未だ確立されておらず、教育課程の編成が担任教師に任される結果になっている場合が多くあります。そのため、教師養成の課程では、このような現場の役割を踏まえた、教育課程編成のための適切な教育及び研修が必要です。さらに、複数の言語を習得していく児童生徒の複数言語の発達を考慮した年少者のための枠組みや参照枠等を作成し、これに基づいた指導方法、カリキュラムの開発を進めることが必要です。

要望28 「児童生徒のための継承日本語教育スタンダード（仮称）」を提案（文化庁・文科省へ）

特に海外において継承語としての日本語教育を受ける児童生徒の日本語能力に応じた効果的かつ適切な教育が行われるよう、海外の継承日本語教育を研究・実践する学会や教師会等と **JF** との協力で、「児童生徒のための継承日本語教育スタンダード（仮称）」の作成と提供、オンラインを利用した継承日本語教育の指導方法や教材の開発及び普及等の取り組みを行うことを提案したいと思います。同時に、現場の自助努力によって在住地の言語教育事情に即した教育課程や指導方法の開発をおこなっている継承語教育機関に対しては、その実績を吟味し、より良い教育課程や教授法の開発が進むよう、適切な支援を行う必要があります。

第2章-5 日本語能力の評価(「基本方針」p.16)関連

要望29 現行の「日本語教育の参照枠」とは異なる、子どものための枠組み策定を（文化庁・文科省へ）

成人のための **CEFR** に準拠した日本語教育の参照枠では、海外（日本語を継承語とする子ども）でも、国内（日本語を第二言語として学習する子ども）でも、子どもの言語能力は捉えられません。そもそも、子どもの場合は、日本語のみの力を評価しては適切な教育ができません。子どもの複数言語能力を評価できる枠組みを示す必要があります。同様に、継承日本語話者の日本語能力を「日本語能力試験（**JLPT**）」で測ることもできません。どうしても「話す」力を測る必要があります。国内及び海外の複数言語環境で育つ幼児・児童・生徒のために、既存の **OBC**（注）や **DLA**（注）のような日本語を一言語とする複数の言語能力を測る評価法の開発と提供が必要です。

注) **OBC** カナダ日本語教育振興協会（2000）『子どもの会話力の見方と評価—バイリンガル会話テスト（**OBC**）の開発—Oral Proficiency Assessment for Bilingual Children』 <https://www.cajle.info/publications/other-publications/>

注) 外国人児童生徒のための **JSL** 対話型アセスメント **DLA**

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1345413.htm

第2章-6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

(1)日本語教育に関する調査研究等(「基本方針」p.17)関連

要望30 年少者のための継承日本語教育機関の調査研究アプローチ開発を（外務省へ）

海外における日本語教育の実態調査は、特に年少者のための継承日本語教育において喫緊の課題です。歴史的に見て、中南米以外の継承日本語教育機関のほとんどが、**JF** にも、**JICA** にも認知されてこなかったという歴史があります。それらの機関は零細であると同時に、子どもの年齢、親の言語背景、家庭環境（同一文化家庭か、異文化家庭か）で学習目的や学習内容が大きく変わる上に、継続して運営することが難しく、浮き沈みが激しい学習機関であるため、（令和2年になって **JF** が地域を選んで予備調査を始めたようですが）アンケートという形式で情報を得ることが極めて難しいものです。よって、継承日本語教育機関に向けた調査研究アプローチから開発する必要があります。情報提供も同じ問題を持っていますが、情報提供を最も必要としている領域も子どものための継承日本語教育であることは確かです。

第3章-1 推進体制

(1)日本語教育推進会議(「基本方針」p.18)関連

要望3 1 「日本語教育推進関係者会議」には海外の関係者のオンライン参加も
(文化庁・外務省へ)

昨年開かれた「日本語教育推進関係者会議」には、国内の専門家、日本語教育従事者しか招かれませんでした。オンラインによる会議がここまで進化した現在、海外の関係者もメンバーに加えることを検討してください。

要望3 2 「年少者日本語教育・継承語教育関係者連絡協議会」の設置を (文化庁・外務省および文科省へ)

成人日本語学習者と年少者日本語学習のニーズ、また世界各国、各地域の様々な政治的・社会的・文化的状況におけるニーズを公平に会議に反映させるために、最も組織化の遅れている国内外の年少者のための日本語教育及び継承語教育の推進のために、「年少者日本語教育・継承語教育関係者連絡協議会」を設けることを提案します。私どもはそのような会(※)の設立を目指しており、政府関係機関との協力関係が築けることを望みます。

※注) 「日本語教育推進法及び継承語教育推進のためのオンライン国際フォーラム」を可能にした3つの団体(BMCN、母語・継承語バイリンガル教育(MHB)学会、全米日本語教育学会継承日本語部会)が組織の骨格を構築、フォーラムに関わった世界15カ国、22名の登壇者を介して既存の諸団体に呼びかけるもの。

第3章-3 基本方針の見直し(「基本方針」p.19)関連

要望3 3 コロナの影響下で緊急対策を検討する臨時の会議招集を (文化庁、文科省および厚労省へ)

新型コロナウイルス感染症の状況が深刻な中、海外でも国内でも、日本語教育のすべての活動が影響を受けています。緊急時の対策を検討する臨時の会議を招集することを訴えます。国内の公立学校では、日本語能力が不十分な子どもがこの深刻な学びの遅れを体験しています。さらに深刻なのが、「学校保健安全法」、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法(災害共済給付付)」、「学校給食法」が適用されない外国学校の状況です。

以上

要望書作成メンバー：

バイリンガル・マルチリンガル子どもネット (BMCN)

代表

中島 和子 (トロント大学名誉教授/カナダ)

理事

石井 恵理子 (東京女子大学教授)

桶谷 仁美 (イースタンミシガン大学教授/アメリカ)

櫻井 千穂 (広島大学准教授)

澁川 晶 (国際基督教大学日本語教育課程インストラクター)

鈴木 庸子 (国際基督教大学教育研究所研究員)

高橋 悦子 (日本ペルー共生協会副会長)

ダグラス 昌子 (カリフォルニア州立大学ロングビーチ校名誉教授/アメリカ)

嶽肩 志江 (横浜国立大学非常勤講師)

武田 知子 (国際基督教大学日本語教育課程インストラクター)

平塚 淑江 (あーすぷらざ外国人教育相談)

アドバイザー

小貫 大輔（東海大学教授）

カルダー 淑子（ジョンズホプキンス大学高等国際問題大学院講師/

プリンストン日本語学校理事/アメリカ）

松井智子（東京学芸大学教授）

相談員

田中 ネリ（四谷ゆいクリニック）

東谷 知佐子（NPO 法人 HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援 代表理事）

平塚 淑江（あーすぷらざ外国人教育相談）

李 原翔（玉川大学講師）

その他、海外より中川先生との面談に参加して意見を述べたメンバー：

ブラジル

横溝 みえ(クルゼイロドスール通信大学)

中島 永倫子（国際交流基金サンパウロ日本文化センター）

アルゼンチン

山本 カリーナ（在亜日本語教育連合会日語センター）

カナダ

ベイリー 智子(JALTA 日本語教育振興会)

韓国

櫻井 恵子（韓国継承日本語教育研究会）

川口 慶子（韓国継承日本語教育研究会崇実大学校日語日文学科）

オーストラリア

トムソン木下 千尋（ニューサウスウェールズ大学）

倉田 尚美(モナシュ大学)

折山 香弥（スウィンバーン工科大学）

欧州

フックス清水 美千代(ヨーロッパ日本語教師会継承語 SIG、

スイス継承日本語教育機関連絡会、バーゼル日本語学校/急病のため当日は欠席)